

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
110	尼崎市 予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

尼崎市長

公表日

令和3年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種事務を遂行するに当たり、保健衛生システムを利用し予防接種法(施行令)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①定期予防接種及び臨時予防接種の実施に係る対象者の把握等事務処理 ②定期予防接種を実施した際の接種歴の管理及び閲覧(高齢者インフルエンザを除く。) ③健康被害の救済措置による給付に関する事務(利用予定) ④定期予防接種及び臨時予防接種の実費徴収に関する事務(利用予定) ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る対象者の把握等事務処理
③システムの名称	保健衛生システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第1 項番10及び93の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報提供の根拠 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7項 別表第2 項番16の2、16の3及び115の2 ・情報照会の根拠 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7項 別表第2 項番16の2、17、18、19及び115の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	感染症対策担当
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市 総務局 市民サービス部 マイナンバーカード普及担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号660-0052 兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-502号 尼崎市 健康福祉局 保健部 感染症対策担当

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	定期的な評価書の見直し	—	IIしきい値判断項目 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施し、判断時点を修正した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成29年5月15日	文言関係	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にとつたらないため。
平成29年5月15日	定期的な評価書の見直し	—	IIしきい値判断項目 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施し、判断時点を修正した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成30年5月1日	文言関係	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にとつたらないため。
平成30年5月1日	定期的な評価書の見直し	—	IIしきい値判断項目 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施し、判断時点を修正した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年5月31日	文言関係	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にとつたらないため。
令和1年5月31日	定期的な評価書の見直し	—	IIしきい値判断項目 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施し、判断時点を修正した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年5月31日	リスク対策	—	本書の様式変更に伴い、リスク対策状況を新たに記載した	事後	定期的見直しに合わせて様式変更に対応したため。
令和2年6月1日	文言関係	—	誤字脱字を修正した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にとつたらないため。
令和2年6月1日	定期的な評価書の見直し	—	IIしきい値判断項目 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施し、判断時点を修正した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和2年6月1日	定期的な評価書の見直し	—	IIしきい値判断項目 定期的な見直しにより、しきい値判断を実施し、判断時点を修正した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和3年3月12日	評価書名	尼崎市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書	尼崎市 予防接種事務 基礎項目評価書	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にとつたらないため。(文言整理のみ)
令和3年3月12日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	尼崎市長は、予防接種に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	尼崎市長は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にとつたらないため。(文言整理のみ)
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種に関する事務	予防接種事務	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にとつたらないため。(文言整理のみ)
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種業務を遂行するに当たり、保健衛生システムを利用し予防接種法(施行令)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①定期予防接種及び臨時予防接種の実施に係る対象者の把握等事務処理 ②定期予防接種を実施した際の接種歴の管理及び閲覧(高齢者インフルエンザを除く。) ③健康被害の救済措置による給付に関する事務(利用予定) ④定期予防接種及び臨時予防接種の実費徴収に関する事務(利用予定)	予防接種業務を遂行するに当たり、保健衛生システムを利用し予防接種法(施行令)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①定期予防接種及び臨時予防接種の実施に係る対象者の把握等事務処理 ②定期予防接種を実施した際の接種歴の管理及び閲覧(高齢者インフルエンザを除く。) ③健康被害の救済措置による給付に関する事務(利用予定) ④定期予防接種及び臨時予防接種の実費徴収に関する事務(利用予定) ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る対象者の把握等事務処理	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの改版に伴う変更
令和3年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一第10項(利用範囲)	番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第1 項番10及び93の2	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの改版に伴う変更
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供の根拠 なし(情報提供は行わない。) ・情報照会の根拠 番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)別表第二第17項第18項、及び第19項(予防接種法による給付に関する項)	・情報提供の根拠 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7項 別表第2 項番16の2、16の3及び115の2 ・情報照会の根拠 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7項 別表第2 項番16の2、17、18、19及び115の2	事前	予防接種法による予防接種に係る情報提供の根拠については事後
令和3年3月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務局市民サービス部マイナンバーカード普及担当	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市 総務局 情報化推進担当 情報公開担当	事後	記載修正
令和3年3月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒660-0052 兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-502号 フェスタ立花南館5階	郵便番号660-0052 兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-502号 尼崎市 健康福祉局 保健部 感染症対策担当	事後	記載修正
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの改版に伴う変更
令和3年3月12日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの改版に伴う変更
令和3年3月12日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの改版に伴う変更